

議 長 日程第2「議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星エ人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星エ人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査しました。審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について強く申入れをします。

1、利用料金についてはあくまで上限であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたい。

2、利用料金を改定する際は今後施設の整備充実に留意されたい。

3、利用者に対し料金の改定を行う際には、事前に十分な周知を図られたい。

4、利用者の安全性や利便性向上に努められたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

12番 寺 嶋 委員会の方、お疲れさまです。審査内容の中で、県内主要市町の料金の比較等ということなんですけども、もちろん当然1時間当たりの使用料ということ

の他町との比較は具体的にどのように議論されたのか。あとは「等」ということ  
とでございますから、減免なんかの比較もされたと思いますが、その辺につい  
てお伺いをいたします。

6 番 古 谷 今の質問ですけれども、他町の比較につきましては、具体的に市を申しますと、  
座間市、藤沢市、逗子市、伊勢原市、横浜市、平塚、大和、海老名、川崎、湯  
河原、秦野市等ですね、調査しまして、これと比較をしました。そういうこと  
で、よろしく願いいたします。

議 長 減免については。

6 番 古 谷 減免については、この席では、よその部分については特に確認はしておりま  
せん。

8 番 田 代 減免について議論はしております。町内の団体、町内の利用者もある程度金  
額が上がってしまうということはどうなのかなど。そのような議論を交わした  
中で、「次の項目について強く申入れをします」の1番を御覧ください。利用  
料金についてはあくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検  
討されたいと、この言葉に反映しております。要は減免規定を用いても値上が  
ってしまうのでね、上限額で言うと値上がってしまうので、今の現行料金から  
いきなりそこに持って行くのではなくて、もう少し低い額でスタートしてくだ  
さいという意味を込めてこの文章にしております、以上です。

議 長 ほかには。よろしいですか、12番。

1 2 番 寺 嶋 はい。

議 長 質疑ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。  
討論に入ります。

(「省略」の声あり)

こちらもまず原案に反対の討論から行いますが。

9 番 井 上 それでは、私は議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄テニスコートの利用料金について、利用者に受益者負担をしてもらうため、料金を増額するという一部改正です。通常ですね、受益者負担を増額する際は、やはりこの設備が新しくなったから、テニスコートがよくなったからということに対して、やはりそういった維持補修、改修等の結果をですね、含めて受益者負担をしていただくというのが通常ではないかなというふうに考えますが、実際寄テニスコートはコートの人工芝もですね、手入れ補修、張り替え等の対策が必要である。また滑りやすく危険性をはらんでいるというふうなのが寄テニスコートの現状です。また、今後のリニューアルや改修の予定も今のところ立っていないということで、料金の増額分は現状の維持管理費に対する財源補填となる。そういった一部改正でございます

近隣のテニスコート利用料金等を比較しても、同等な利用料金でも、寄テニスコートにおける設備の中で、コートやトイレ、駐車場などの設備を比べた場合に雲泥の差があります。そうした近隣施設との設備面等を考慮しないでですね、単純に1時間当たりの利用金額、税抜きで1,000円、1時間1,000円を2,000円とするという条例改正には反対をするものでございます。松田町民の利用が多い寄テニスコートです。安直な値上げで町民の利用を控えさせることのないよう、町民の福祉向上のための施設であるべきだと考えます。

また寄りやま運動広場の改正条例と同様に、料金設定が利用料金の上限額を条例で定める。新たに利用料金の上限額ということの一部改正の中に盛り込んだ一部改正条例となっております。寄テニスコートのこれまでの利用料金は、今までは1,000円の条例規定額で、2分の1の500円プラス消費税を徴収をしておりました。改正予定後の条例徴収見込み金額は、町内居住者は条例規定額の50%の1,000円プラス消費税を実際の徴収額とする改正であります。町民等に対して非常に分かりにくい条例となる一部改正でございます。

そして、この条例のように、先ほどの寄りやま運動広場も同じですが、上限設定をし、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を決めることができる規定となる。町民、利用者の負担を決める権利を持つ議会としては、1つの金額を議決し、町民に

負担頂くという条例議決権に対し、適当ではない条例改正であります。この金額等の点について、条例改正で通常2分の1で上限範囲内の額でやるという、そういう実績をもとにするのであれば、上限設定を撤廃し、2分の1の金額を委員会で議決すべきだというふうに考えます。この一部改正条例で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対をします

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。御賛同のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 それでは次に原案に賛成の方の討論はございませんか。

4 番 中 津 川 私は賛成する立場としてですね、討論をさせていただきます。

先ほどのみやま運動広場のほうとも同じなんですけども、確かに使用料等に関する他の条例ではですね、金額イコール使用料となっておりますけども、本条例はですね、これまで同様、確かに井上議員のおっしゃるようになりますね、上限額の設定については、こういうやり方でいいのかという疑問はありますけども、それはちょっと今後のですね、課題としてですね、捉えておきたいと思っております。今回についてはですね、本条例のとおりですね、上限額を設定し、幅を持たせた中でですね、適切な使用料を決定するという事でよいと考えます。実際の使用料ですけども、町民についてはですね、2分の1の減免になりますので、マックスで1時間当たり1,000円ということですけども。他町のですね、近隣のテニスコートの実際の使用料よりは若干高くはなりますけども、今後のですね、附帯施設の修繕とかですね、そういった財源確保の上ではですね、どうしても必要なのかなというふうに思っております。

以上で賛成としての討論を終わらせていただきます。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委

員長の報告は可決です。議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。